

財 関 第 7 2 5 号
平成 18 年 6 月 16 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 竹 内 洋

関税法基本通達等の一部改正について

平成 18 年 6 月 3 日にセルビア・モンテネグロからモンテネグロ共和国が独立を宣言し、我が国がモンテネグロ共和国を国家承認（6 月 16 日閣議決定）することに伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、同年 6 月 16 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を次のように改正する。

3 - 3 の表中「18. 3 .31 現在」を「18. 6 .16 現在」に改め、同項の表中

「

セルビア・モンテネグロ				
-------------	--	--	--	--

」を

「

セルビア共和国				
---------	--	--	--	--

」に、

「

スロバキア				
-------	--	--	--	--

」を

「

スロバキア				
モンテネグロ共和国				

」に

改める。

第2 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙第1の統計国名符号表中

「

| 228 | セルビア・モンテネグロ | (旧ユーゴスラビア連邦共和国) |

」を

「

| 228 | セルビア共和国 | (旧ユーゴスラビア連邦共和国) |

」に、

「

| 246 | スロバキア |

」を

「

| 246 | スロバキア |
| 247 | モンテネグロ共和国 |

」に

改める。